

## 令和5年度 丹波篠山市敬老事業実施要領

- 1 目的 多年にわたり社会に貢献してこられた高齢者を敬愛し、今日までの長寿をお互いに喜び合うとともに日頃の健康に感謝し、健やかな社会づくり及び地域福祉コミュニティづくりの一環として敬老事業を実施し、お祝いすることを目的としています。
- 2 対象者 市内在住で満75歳以上（昭和23年9月18日以前生まれ）の方
- 3 主催 丹波篠山市自治会、まちづくり協議会、丹波篠山市
- 4 実行委員会 地域実行委員会等の組織構成団体  
丹波篠山市自治会、まちづくり協議会、丹波篠山市民生委員児童委員協議会、丹波篠山市老人クラブ連合会、丹波篠山市愛育会、丹波篠山市いずみ会 など
- 5 開催日 特に指定はありませんが**9月が高齢者保健福祉月間**となっています。
- 6 敬老事業 敬老事業開催費用（記念品等にかかる経費及び事務費等含む）について、  
助成金 下記の基準により助成します。  
※「丹波篠山市地域づくり交付金」として各地区の自治会長会または、まちづくり協議会へ一括交付しています。（担当：地域振興課）

【地区事業経費 100千円】 + 【対象者数×1,750円（R4年度と同額）】

- 本交付金は、令和5年4月1日現在に丹波篠山市に住所を有しておられる方で敬老の日（本年は9月18日）に満75歳以上となる方の人数を基に算出しています。
- 対象者一名あたりの金額はあくまでも算出根拠であり、敬老会の出席の有無を問わず対象者全員により積算します。また、4月1日以降に人数に変動があった場合でも返還または追加は発生しません。

### （注）敬老会を開催される場合が補助対象となります

令和2～4年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が困難なため記念品等の配布のみを行う場合も、特例措置として当該経費を助成の対象としていました。令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されることから、従来どおり敬老会を開催される場合を補助対象とし、記念品等を対象者に配付されるのみの場合は、助成の対象外となり、開催単位（地区・自治会開催等）での対象者分の助成金（対象者数×1,750円）を返還していただくこととなります。

高齢の方やご長寿の方が地域の皆様と顔を合わせて歓談いただく貴重な機会ですので、趣旨を御理解いただき開催に向けた取り組みをお願いします。

（裏面もご覧ください）

## 7 交付金の実績報告

敬老会終了後、当該年度末までに市長寿福祉課へ敬老事業開催関連資料（敬老事業実施報告書、会計報告、写真、プログラム等）のご提出をお願いします。

## 8 高齢者祝福事業（市及び県からのお祝い品贈呈）

### ① 対象者

満年齢	基準生年月日	贈呈内容
米寿（満87歳） 市事業	昭和10年9月20日 ～昭和11年9月18日生まれ	祝状及び記念品 （1万円相当）
百賀（満99歳） 市事業	大正12年9月20日 ～大正13年9月18日生まれ	祝状及び記念品 （1万円相当）
年度内に満100歳 県事業	大正12年4月1日 ～大正13年3月31日生まれ	祝状及び記念品 （県より）
満101歳以上 市事業	大正11年9月18日以前生まれ	記念品 （4千円相当）

### ② 贈呈方法

自治会開催の地区については、米寿と百賀のお祝い品を9月中旬に自治会長様宅等にお届けしますので、お手数をおかけしますが、対象者への贈呈をよろしく申し上げます。満101歳以上のお祝い品については市から直接対象者へお届けします。年度内満100歳（県事業）のお祝い品は、別途県から対象者へ直接届けられます。（9月中旬頃予定）

#### 【お問い合わせ先】

丹波篠山市保健福祉部長寿福祉課高齢支援係

担当：石田 麻莉奈、小倉 祐子

TEL 552-5346（直通）

FAX 554-2332